

令和2年度第1回入札監視委員会議事録

1 日 時

令和2年7月2日（木） 午後2時から午後4時まで

2 場 所

第4庁舎4階第1会議室・第2会議室

3 出席者

【委 員】

井町委員長、土屋委員、渡邊委員

【事 務 局】

財 政 局 資産管理部 対馬部長

資産管理部契約課 津曲課長、川端担当課長、

佐藤調整係長、野田土木契約係長、

三平建築契約係長

【設計担当】

まちづくり局 住宅政策部市営住宅建替推進課 清水課長、藤田担当係長
岩橋職員

施設整備部長寿命化推進担当 齊藤課長、井筒職員

施設整備部施設計画課 里舘課長補佐

指導部建築管理課 北野主任

建設緑政局 緑政部多摩川施策推進課 磯部課長、山口係長
中嶋職員

宮前区役所 道路公園センター整備課 佐藤課長、佐野係長
井上職員

上下水道局 下水道部施設課 佐藤課長、外村担当係長
日野職員

水管理センター水道施設管理課 篠田課長、木村係長
大和職員

交通局 企画管理部経理課 野川課長補佐

病院局 総務部経営企画室 野本職員

他関係職員

4 議 題

(1) 委員長の互選について

(2) 入札・契約手続の運用状況等について

(3) 令和元年10月1日から令和2年3月31日までの発注工事
の抽出事案について

(4) その他

5 公開・非公開の別 公開（一部非公開となる場合あり）

6 傍聴者数 0名

7 発言の主な内容

事務局	[令和2年度第1回入札監視委員会の開催宣言]
事務局	[議題(1)について] 委員長の互選について、事務局から推薦した井町委員を委員長と決定した。
委員長	[委員長あいさつ及び議事進行] 議題2の「入札・契約手続の運用状況等について」事務局から報告を求める。
事務局	[議題(2)について] ○「入札参加方式別発注工事総括表」(資料1)について報告 市長部局・上下水道局・交通局・病院局において、令和元年10月1日から令和2年3月31日までに契約した工事について、契約方法別に件数を報告 ○「入札方式別発注工事一覧表」(資料2)について報告 表示内容について説明 (工事名、工事種別、契約金額、落札率、予算執行課及び随意契約の根拠法令等) ○「令和元年度下半期指名停止等一覧」(資料3)について報告 「川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱」に基づき、令和元年度下半期に指名停止等を行った事案を報告 [事務局説明に対する質疑について]
土屋委員	資料2の備考欄にWTO案件の記載があるが、WTO案件は年間何件程度あるか。
事務局	昨年度は3件(市長部局2件、上下1件)である。
土屋委員	総合評価案件の場合、資料2の備考欄に「簡易型」「特別簡易型」と記載があるが、簡易型と特別簡易型の違いはどのように定めているのか。
事務局	川崎市総合評価落札方式のガイドラインで定めている。簡易型と特別簡易型は、工事内容で決めている。 簡易な施工計画の提案提出を求めることによって、事業者の技術力、施工管理能力等を評価するものは簡易型、施工計画を求めずに企業の信頼性・社会性など定量化された評価項目と入札価格を総合的に評価するものが特別簡易型となる。 簡易型、特別簡易型の設定については、個別案件ごとに外部の学識

経験者に確認し、総合評価委員会でも妥当性を確認している。

土屋委員 資料2の備考欄に「低入札価格調査実施」とあるが、どのような調査をしているのか。

事務局 調査基準価格を下回った案件は、低入札価格調査委員会を設置し、その価格で入札した理由等についての事情聴取や経営状態、信用状況等について関係機関への照会等の調査を行い、適切な履行がなされることを確認している。

土屋委員 一者応札は何件ぐらいあるか。統計はあるか。

事務局 統計まではとってはいるが、それほど多い件数ではない。

土屋委員 仮に一者応札の件数が増えた場合、競争性を担保するために対策が必要になるのでは。

事務局 事前に発注局が実績等を確認し、競争性を確保できるようにはしている。

渡邊委員 資料2で低入札価格調査実施案件が3件あるが、調査の結果、問題があった場合は落札できないのか。

事務局 落札できない。次順位の落札候補者が落札する。

渡邊委員 調査の段階で落札候補者が辞退した場合、どうなるか。

事務局 調査の対象となった者が調査に協力しないとき、又は正当な理由なく指定された期限までに本市が指定した必要書類を提出しないときは、指名停止になる。

土屋委員 資料3の番号1の指名停止案件について、

①契約の段階で他の事業者への再委託を可としていたのか。

②無断で再委託した理由は。

③指名停止期間を4ヶ月とした理由は。

事務局 本件は、特定個人情報のデータ入力作業を委託する案件だが、

①については、本市では原則再委託禁止としているが、国のガイドラインにある通り事前の届出があれば認めており、本市では特記仕様書で定めて事前に届け出をすれば可としている。

②については、事前の届け出を怠っていた。本件の業者が国税庁の契約において無断で再委託していたことが、国税庁の監査で判明し、それをきっかけに本市の案件も判明した。

③については、指名停止の要綱で指名停止期間を2週間から4ヶ月としているが、本件はマイナンバー等個人情報に関わる内容で本市業務へ多大な影響を与えたため、最長期間である4ヶ月とした。

土屋委員 指名停止に関する指針はあるか

事務局

川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱にて定めている。

【委員長により他に質疑がないことが確認され、次の議題へ】

井町委員長 [議題 (3) について]

議題 (3) の「令和元年10月1日から令和2年3月31日までの発注工事の抽出事案について」事務局からの説明を求める。

事務局

○一般競争入札の抽出事案「久末住宅個別改善その他工事(7・8号棟)」の入札条件・落札結果等について説明

[一般競争入札の抽出事案「久末住宅個別改善その他工事(7・8号棟)」の事務局の説明に対する質疑について]

土屋委員
事務局

業種「建築」ランク「B」の事業者は何者いるのか。
市内事業者は32者。

土屋委員
設計担当

本工事の対象は築何年ぐらいか。
築50年。

土屋委員
設計担当

本工事により何年ぐらい活用するつもりか。
少なくとも20年以上は活用する予定である。

渡邊委員
事務局

業種「建築」のランク「B」で発注した理由は。
川崎市競争入札参加者選定規程に基づいて、発注金額に応じてランクを定めている。

井町委員

入札参加資格条件に「災害協定又は防災協力事業所の登録があること」を設けているが、その理由は。

事務局

主観評価項目制度実施要綱に基づき設定している。これは、市内事業者の技術力の向上及び社会貢献の意欲を高めることを目的としている制度であるため、入札参加条件に設定している。本件は市営住宅の長寿命化計画に基づく修繕工事であり、市営住宅は被災者への提供住宅にもなることから、入札参加条件に設定している。

渡邊委員

契約書の項目6「解体工事に要する費用等」については、契約金額とは別枠なのか。契約金額との関係は。

設計担当

契約金額の中で、解体に要する費用だけを別紙に記載している。

土屋委員

2者辞退の理由は。落札金額が予定価格に近いが高い落札率の理由は。

設計担当

推察にはなるが、同様の工事について積算基準等を公開している。同

事務局	<p>様の工事について設計・積算の研究、分析を行うことにより、本件の予定価格を推測することは可能と思われる。</p> <p>2者が辞退した理由については、他の発注案件との関係で申込み後に辞退することもある。</p>
土屋委員	<p>入札公表内容に入札保証金無しとあるが、全体的に免除する傾向なのか。</p>
事務局	<p>本案件は、登録業者であることを入札参加条件にしており、登録業者については、本市の業者登録時に競争入札参加資格の審査をしているため、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる。また、事業規模の小さい市内中小事業者の参加促進を図る面もあるため、入札保証金無しとしている。</p>
<p>【委員長により他に質疑がないことが確認され、次の議題へ】</p>	
事務局	<p>○一般競争入札の抽出事案「江川ポンプ場建設機械その9工事」の入札条件・落札結果等について説明</p> <p>[一般競争入札の抽出事案「江川ポンプ場建設機械その9工事」の事務局の説明に対する質疑について]</p>
渡邊委員 設計担当	<p>1者応札の理由は、</p> <p>請負業者の他工事受注状況との兼ね合いがあり、この時期に手を挙げられる事業者が少なかったと推測される。</p>
土屋委員 事務局	<p>同種工事实績の共同企業体の出資割合が20%である理由・根拠は、</p> <p>本市共同企業体取扱要領において構成員の出資割合の最小限度額を定めており、共同企業体の構成員が増えると各構成員の出資割合が下がる。本市では、品質確保の観点から、国の品質確保促進ガイドラインと同様の比率を採用している。</p>
井町委員 設計担当	<p>本件の落札率が高いのは、本工事が技術的な工夫の余地が小さいことが要因と理解してよいか。それとも他の要因があるのか。</p> <p>同じような工事について設計積算の分析研究を行うことにより、予定価格を推測することは可能と思われる。</p>
井町委員	<p>1者申込の場合、比較対象の事業者がいらないため、総合評価を採用した意味がなくなってしまうように思われる。仮に総合評価点が低くても落札できるのか。</p>
事務局	<p>総合評価の加点が低くても、入札参加資格条件を満たしていることで</p>

一定の技術力が担保されていると考えている。

【委員長により他に質疑がないことが確認され、次の議題へ】

事務局 ○指名競争入札の抽出事案「市道白幡台2号線歩道設置（改築）工事」
の入札条件・落札結果等について説明

[指名競争入札の抽出事案「市道白幡台2号線歩道設置（改築）工事」
の事務局の説明に対する質疑について]

渡邊委員 辞退と不参の違いは。辞退が多い理由は。予定価格を下回る業者が1
者しかいない理由は。

事務局 指名した業者が入札に参加しない意思表示をしたのが辞退であり、意
思表示無しで入札期限を過ぎたものが不参である。

設計担当 本件は12月に一度不調になり再入札したため、発注時期が第四四半
期になり、技術者が減少したためと思われる。落札金額については、積
算基準等を公開しているため、推測することは可能と思われる。そのた
め、この金額で落札できるのであれば受けたいという意思の表れと思わ
れる。

土屋委員 本件が一度不調になった情報が明記されていないため、今後は明記し
て欲しい。予め説明も欲しい。

事務局 わかりました。

土屋委員 指名競争入札で不調になった場合、発注方式自体を変えたりはしない
のか。

設計担当 不調の後に指名業者を入れ変えて再度指名競争入札を行った。本市の
運用では、原則1千万未満は指名競争入札を行っている。

土屋委員 指名理由書の内容は、どの事業者にも当てはまりやすいものに見え
る。その上で指名業者を決めた基準、具体的理由があるのでは。

設計担当 同じ地域での施工実績のある業者を指名した。

【委員長により他に質疑がないことが確認され、次の議題へ】

事務局 ○指名競争入札の抽出事案「長沢浄水場 第4沈でん池汚泥かき寄せ機
駆動部修理工事」の入札条件・落札結果等について説明

[長沢浄水場 第4沈でん池汚泥かき寄せ機駆動部修理工事]の事務局の
説明に対する質疑について]

井町委員
設計担当 落札率が高い理由は。
公開している積算基準書等から積算金額を当てられるためと推測される。

土屋委員
設計担当 本工事は予防的工事なのか。
近隣の同様の機械を定期点検した際に判明し、それに伴い施工した。

渡邊委員
設計担当 ある程度あたりをつけて指名業者を選定しているにも関わらず何故不参・辞退が多いのか。
指名業者は、過去に入札参加実績のある事業者を選んでいる。不参・辞退が多いのは、雨の少ない冬季の施工が好ましいため年度末発注になったことによる時期的な面と、金額的にメリットが薄いということが推測される。

土屋委員
設計担当 指名理由書に加えて、指名業者を選定した具体的理由等はあるか。
過去に川崎市の水道施設での修繕工事の施工経験がある事業者を選定した。

【委員長により他に質疑がないことが確認され、次の議題へ】

事務局 ○随意契約の抽出事案「宮前市民館大ホール壁面タイル剥落防止緊急工事」の入札条件・落札結果等について説明

[宮前市民館大ホール壁面タイル剥落防止緊急工事]の事務局の説明に対する質疑について]

土屋委員 本件は緊急随契であるが、緊急随契の妥当性は誰か判断しているのか。また川崎建設業協会からの推薦業者は1者なのか、それとも複数者提示されるのか。

設計担当 緊急随契の判断について市民生活への影響等を勘案して決めている。今回は現地調査等から、緊急性があると判断し、行った。協会からの推薦業者は1者である。

土屋委員 緊急性の判断について、専門性の高い方が判断できるような仕組みにすると、随契理由の適切性をより担保できると思う。

井町委員
設計担当 協会からの推薦は実績のある事業者が選ばれるのか。
本市の工事施工実績のある事業者を適切に選ばれていると考える。

【委員長により他に質疑がないことが確認され、次の議題へ】

事務局 ○随意契約の抽出事案「多摩川河川敷土砂撤去等（二子・久地地区ほか）災害復旧緊急工事」の入札条件・落札結果等について説明

[多摩川河川敷土砂撤去等（二子・久地地区ほか）災害復旧緊急工事]の事務局の説明に対する質疑について]

渡邊委員 随意契約の業者は、全て協会からの推薦業者になるのか。
事務局 全ての随契案件が協会の推薦というわけではない。例えば地方自治法施行令第167条の2第1項2号に基づく随意契約はその業者でないと施工できないため、協会の推薦ではない。緊急工事は、早急に対応できる事業者をこちらでは把握できないため、災害協定を結んでいる協会から推薦して頂いている。

渡邊委員 地方自治法施行令第167条の2第1項5号に基づく随意契約案件の中で、協会の推薦ではない案件の割合は。

事務局 ほとんどが協会の推薦である。資料2の21ページの随意契約案件一覧の中で、2番の案件のみが協会の推薦ではない。

渡邊委員 随意契約一覧の案件リストに業者情報も記載してほしい。協会の推薦業者が公平な推薦か確認できるため。

事務局 次回からリストに加える。なお、今回は全て異なる事業者を推薦頂いている。

土屋委員 協会の推薦するプロセスが不透明にならないよう、事後でもよいので協会の推薦について検証する仕組みがあると透明性を担保できると思う。

事務局 本件のような緊急工事は、2年ぐらい前から取り入れたばかりであり、随意契約する事業者の選定については、国のガイドラインに従い、災害協定を締結している協会から推薦をもらう方法で行っている。

土屋委員 推薦した協会が2つある理由は。
設計担当 緊急工事が4件あり4者の推薦を依頼したが、一つの協会では4者の推薦が得ることができなかったため。

【委員長により他に質疑がないことを確認】

井町委員長 令和元年10月1日から令和2年3月31日までの契約については、適正に執行されていたことを確認した。

井町委員長 [議題（4）その他について]

事務局

○次回の事案の抽出委員について

委員会の運営指針により、次回土屋委員が抽出担当となる予定である旨を確認。

○令和2年度後期の委員会の開催日について

令和2年11月26日（木）14時から委員会を開催することについて了承された。

[閉会]

井町委員長

それでは、これで令和2年度第1回川崎市入札監視委員会を閉会する。